

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☞ 国税不服審判所・消費税事件471件発生

Q: 消費税関係の審査請求事件が多発しているようですが、何件ぐらい発生しているのでしょうか。

A: 消費税の審査請求の発生件数は471件で、全体の発生件数の15.2%になっています。

【解説】

税務署長などがした更正処分に不服がある場合には、一定の場合を除きその納税者は、その処分をした税務署長などに異議の申立てをすることができます。

次に、その異議申立ての結果としての決定に、なお不服がある場合などは、一定の場合を除き国税不服審判所長に審査請求をすることができます。

国税不服審判所はこのほど平成8事務年度(8年7月～9年6月)の審査請求事件の発生、処理状況をまとめました。それによると、審査請求の行われた件数は3,109件で、前年度を328件上回っています。8事務年度の各税目別の内訳は、申告所得税1,587件、消費税471件、法人税425件、徴収関係234件、相続税贈与税225件、その他167件となっています。

消費税関係の審査請求事件の発生件数は、2年度12件、3年度94件、4年度243件、5年度415件、6年度262件、7年度368件と連続して増加傾向となっています。

一方、8事務年度に処理された審査請求事件は3,159件で、このうち納税者の主張がすべて認められたのは111件、一部が認められたのは346件となっています。

